

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年2月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500616 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500271 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 21 年 4 月 24 日に、喪失年月日を昭和 23 年 4 月 1 日に訂正し、昭和 21 年 4 月から昭和 23 年 3 月までの標準報酬月額を 270 円とすることが必要である。

昭和 21 年 4 月 24 日から昭和 23 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄）：女（子）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 28 年生
住所：

2 被保険者等の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 2 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：昭和 21 年 4 月 24 日から昭和 23 年 4 月 1 日まで
母親の厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A 社 B 事業所において、昭和 21 年 4 月 24 日に被保険者資格を取得している記録は確認できるが、資格喪失年月日が確認できないことから記録を統合することができない旨回答があった。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社 B 事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、訂正請求記録の対象者について、厚生年金保険被保険者記号番号「*」にて厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 21 年 4 月 24 日と記載されているものの、喪失年月日が記載されていないことが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者の子及び妹は、訂正請求記録の対象者が親戚の女性と二人で A 社 B 事業所に勤務し、当該事業所において事務の仕事に就いており、勤務期間は 2 年間ぐらいであった旨陳述している。

さらに、上記事業所別被保険者名簿により、訂正請求記録の対象者と同日の昭和 21 年 4 月 24 日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の一人は、昭和 23 年 3 月 31 日に自身が退職の挨拶をした際、訂正請求記録の対象者と思われる事務職の女性にも退職の挨拶をしたことを記憶している旨回答していることから判断すると、訂正請求記録の対象者は、少なくとも昭和 23 年 3 月 31 日までは、A 社 B 事業所に勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険出張所（当時）における A 社 B 事業所の被保険者記録の管理が適切に行われていなかったことが認められ、訂正請求記録の対象者の資格喪失処理に係る記録は適正なものと認められず、訂正請求記録の対象者の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 21 年 4 月 24 日、喪失年月日は昭和 23 年 4 月 1 日とすることが必要である。

また、昭和 21 年 4 月から昭和 23 年 3 月までの標準報酬月額については、昭和 21 年 4 月の厚生年金保険の記録から、270 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500876 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500273 号

第1 結論

請求者のA社における平成19年9月1日から平成21年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年9月から平成21年6月までの標準報酬月額については、32万円から38万円とする。

平成19年9月から平成21年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年9月から平成21年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年9月1日から平成21年7月1日まで
② 平成15年7月
③ 平成16年7月

A社に勤務していた期間のうち、平成19年9月以降の標準報酬月額が、保有している給料明細書の金額と相違している。また、平成15年7月と平成16年7月に支給された賞与の記録が反映されていない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者から提出されたA社の給料明細書により、請求者の請求期間①の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる上、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を

改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる報酬月額から、38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成19年9月から平成21年6月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②及び③については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も居所が不明であることから照会することができない上、請求者は、当該期間の賞与明細書等を保有していないため、請求者の当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500717 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500272 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 30 年 6 月から昭和 37 年 10 月 20 日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の記録がない。自分は結婚で同社を退職したが、代わりに入社した実弟は同社の厚生年金保険に加入しているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された写真、A社の回答及び同社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚の陳述から判断すると、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、請求期間当時の資料を保有していない旨回答している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、同社における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の現在の事業主及び上記同僚の一人が同社において正社員であったと名前を挙げた複数の者については、同社に係る事業所別被保険者名簿において氏名が見当たらないことから、同社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させるという取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、社会保険出張所（当時）において請求者の同社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。